

平成 25 年流山市教育委員会議第 1 回定例会会議録

- 1 日 時 平成 25 年 1 月 24 日 (木曜日)  
開会 午後 3 時 40 分  
閉会 午後 6 時 10 分
- 2 場 所 流山市役所 306 会議室
- 3 出席委員 委 員 長 奈良 文雄  
委員長職務代理者 加藤 和代  
委 員 小林 晃一  
委 員 若松 文  
教 育 長 後田 博美
- 4 欠席委員 なし
- 5 傍聴者 なし
- 6 出席職員 学校教育部長 杉浦 明  
学校教育部次長兼学校教育課長 亀田 孝  
教育総務課長 武田 淳  
指導課長 大重 基樹  
生涯学習部次長兼生涯学習課長 直井 英樹  
公民館次長 松本 孝子  
図書・博物館長 鈴木 忠
- 7 事務局職員 教育総務課長補佐 平川 誠治  
教育総務課庶務係長 大作 正巳  
教育総務課施設係長 伊藤 直人  
教育総務課主査 大川 裕
- 8 議案等  
議案  
第 1 号 教育委員会表彰について  
報告

第 1 号 学校施設環境改善交付金に係る施設整備計画の事後評価について

第 2 号 臨時代理の報告について

## 9 議事の内容

(開会 午後 3 時 40 分)

教育長

開会に先立ちまして、私から一言申し上げます。平成 24 年 12 月 31 日をもちまして、辻委員長職務代理者が任期満了により、教育委員を退任されました。そして、12 月定例会で同意を得て、新たに教育委員に就任された若松<sup>あや</sup>委員が、本日から出席されております。

また、奈良委員長の委員長としての任期が 1 月 26 日に満了となることに伴う次期委員長の選挙を先ほど行いまして、奈良委員長が再任されました。合わせて、委員長職務代理者に加藤和代委員が、会議録署名委員に小林晃一委員が指定されましたことを御報告いたします。

ここで、若松委員を紹介します。

(若松委員が自己紹介を行う)

教育長

次に、教育委員会事務局職員を紹介いたします。

(部課長が順次自己紹介を行う)

教育長

学校教育部、生涯学習部が力を合わせて、流山市の教育の発展に全力で取り組んでまいる所存ですので、なにとぞ、よろしくお願い申し上げます。

それでは、奈良委員長、議事進行をお願いします。

奈良委員長

ただいまから、平成 25 年流山市教育委員会議第 1 回定例会を開会します。  
まず、平成 24 年流山市教育委員会議第 12 回定例会の会議録をお配りしておりますが、御意見、御指摘がございますか。

(特になし との声あり)

奈良委員長

特にないようですので、承認ということにいたします。

それでは、教育長報告をお願いします。

まず、大阪市の市立高等学校で、部活動中に体罰を受けた生徒が自ら命を絶つという痛ましい事件が発生しました。これに伴い、千葉県教育委員会教育長から、市内各小中学校の相談窓口を積極的に活用し、体罰防止に当たる旨の通知がありました。これをもとに、各校長は各家庭に通知し、体罰防止への取組を徹底させるべく、対策をとっております。体罰は法律で禁止されているばかりではなく、それによる指導効果はないばかりか、傷害罪という犯罪にもなることから、その認識を周知徹底させるよう指導していきたいと思っております。また、2月上旬にははじめの未解消部分への聞き取り調査を再度実施していきたいと考えているところです。前回行った調査で85パーセントが解消されているということでしたが、新たに発生していることもあるかもしれませんし、継続しているものもあるかもしれないので、教育委員会が1件ごとに聞き取り調査をし、それに対する具体的な対策を考えていきたいと思います。

次に、12月22日、23日に市内4か所で（仮称）新市街地地区小中学校併設校と市民総合体育館の建設に関するタウンミーティングが開催されました。主に市の財政収支、併設校及び体育館の設備、小中一貫教育の内容等についての質問がありました。明かな反対意見は1件で、それは既存の小中学校の施設の格差が生じるため、建設予算を既存の学校に回せばいいのではないかという御意見でした。今後、1月26日（土曜日）に市役所で併設校建設についての公聴会を開催します。

次に、1月9日に市内中学校、高等学校、高等学園連絡協議会がありました。生徒指導を含む今日的な教育課題を話し合いました。特に、中高の連携を強化して、学校を開き共通理解を図っていくことを確認しました。高等学校が地元の小中学校になるべく関わりを持つという県の教育委員会の方針もあるようですが、流山市の5つの高等学校及び高等学園は、挨拶運動などのいろいろな活動のほか、高等学校の先生が小中学校に行って出前授業をするような取組をしているということです。特に良かったのは、流山市の中学生が市内の公立高校を受験する数が増えているというお話を伺いました。今後もさらに連携を図り、双方向の教育力の向上に努めていきたいと思います。

次に、1月12日に平成25年流山市消防出初式が開催され、出席してまいりました。

翌日の1月13日には、教育委員の皆様にも出席していただきましたが、平成25年の成人式が開催されました。

最後に、1月23日に教育事務所長による教育長の第1次面接がありました。

これは例年行われているものですが、教職員の人事異動に関する意見具申を行うものです。学校長は、県の教育委員会に対して意見具申をすることができるという規則がありますので、これに基づくものです。これをもって、平成 24 年度末の人事異動がスタートします。団塊の世代は既に定年を迎えておりますが、その後も校長、教頭のみならず、多くの教職員が退職する時期となっております。人事異動は学校の活性化の大きなポイントですので、市内の各学校の教育力、指導力が停滞することがないように、慎重に意見を聴きながら実施してまいりたいと思います。

学校教育課長

大阪市の事件を受けての県からの指導について、補足させていただきます。相談窓口についての改めての周知ということで、各学校から保護者に 1 月 18 日金曜日までに通知をするようにという指導を受けております。また、体罰に限らず、相談を受けた件数についても報告を求められているところです。これは、本日午後 4 時までに報告することとされておりまして、現在のところ、体罰に関するものはありません。相談件数としては、保護者間のトラブルに関するもの 1 件、友人関係に関するもの 2 件の合計 3 件の相談があったという報告を現時点で受けています。以上です。

奈良委員長

ただいまの報告について、御意見等ありましたらお願いします。

加藤委員

体罰の件ですが、今後、文部科学省が体罰の有無等の状況調査をすることになると思うのです。これに関して、ニュース等を見ると、大阪市の件でも学校は当初、体罰はなかったという報告をしているらしいのですが、保護者から「体罰を何とかしてほしい」という意見があったとのこと。調査というのは学校の職員に対するもので、保護者や児童生徒に対する直接の調査は行わないのでしょうか。

学校教育課長

今回は、こういった相談窓口があるということを保護者に対して通知するようにという指導でした。そして、過去において相談があったかどうかの実態調査も兼ねて行っております。

加藤委員

体罰の調査というより、相談窓口への相談件数の調査ということなのですね。

教育長

体罰については、今後調査をするということで、文部科学省は動いていることと思いますが、実際の調査項目については、県の教育委員会を經由してきますので、まだ明らかではありません。ただ、それを待たずに千葉県教育委員会は、困ったことがあったら学校の相談窓口を積極的に活用するよう保護者に周知して状況を把握するという事です。教職員に調査しても何も無いことになるかもしれません。保護者を対象に校長が全家庭に文書を配付することによって、何か疑問があったり不信を抱いている方がいましたら相談に来られると思います。

文部科学省の調査は、これとは別に行われることと思います。

奈良委員長

そのほかに御意見はありますか。

小林委員

私から1件報告します。奈良委員長と私が、12月20日に一部の市議会議員の方と懇談会を行いました。その中で、教育委員会は行政委員会であって、自ら決定権を有する独立した行政機構であり、政治からの独立性を担保する法律の趣旨があることを説明しました。ただし、政権交代もあって、現在の教育委員会制度のあり方が議論されていて、私たちも現在の教育委員会制度に全く問題がないとは思っていないことを申し上げました。

現在の教育委員会は、レイマンコントロールという、教職員ではない私たちのような外部の人間が教育委員となってやることになっていますが、実際にはレイマンコントロールが美しい言葉で語られるほど上手くいくとは思わないことを申し上げました。私たちが教育の現場に立ち入って話をすることはできないので、それなりの限界があることは説明しました。

もう一つ、議員さんから子どもたちに行動規範を作るべきではないかという意見がありました。会津若松市の例が出されたのですが、あれは教育委員会がやっているのではなくて、一種の市民運動として行われているものです。ですから、思いつきで教育課程に立ち入って言うのは教育の現場を混乱させるので、レイマンコントロールといっても、自制をしながら議論していることを申し上げました。

奈良委員長

そのほかに教育長報告に関して御意見はありますか。

(特になし との声あり)

奈良委員長

それでは以上で、教育長報告については終了いたします。

これより議事に入りますが、議案第1号「教育委員会表彰について」及び報告第2号「臨時代理の報告について」は、個人に関する情報が含まれています。よって、これらの案件については、流山市教育委員会会議規則第13条第1項の規定により、非公開とし、本日の議事日程につきまして当該案件を同会議規則第10条第1項の規定により、各課等報告の後に繰り下げたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

奈良委員長

御異議なしと認めます。議案第1号及び報告第2号につきましては、非公開とし、各課等報告の後に審議します。それでは議事に入ります。

報告第1号「学校施設環境改善交付金に係る施設整備計画の事後評価について」を議題とします。報告理由の説明を求めます。

教育総務課施設係長

(義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第1項の規定に基づく交付金の交付について、文部科学省の要綱に基づき、平成21年度から平成23年度までの施設整備計画の事後評価を行う旨を説明)

奈良委員長

本件について質疑等ありましたらお願いします。

小林委員

この施設整備計画というのは、経常的なものではなくて、特定の年度を区切って計画を作るというプロジェクトが国で行われたわけですね。そうすると、まず、施設整備計画全体の規模がどれくらいなのでしょう。それと、事後評価をしないと交付金がもらえないということでしたが、ということは、工事は市の自己資金でやっておいて、終わってから交付金をもらうわけですか。

教育総務課施設係長

交付金は年度単位で交付されます。3か年にわたる全体の計画の中で国は予算をどのように組み立てていくかを考えているのではないかと思います。自治体の計画の積上げが国全体の大きな計画になるということで、事前にこの計画を上げるものです。

小林委員

そうすると、当初の計画についての資料を出してもらおうとありがたいのですが。

教育総務課長

計画の資料がなくて申し訳ありません。事後評価の様式は、国の要綱でこのように決まっています。当初の計画では、3か年の計画を立てるときには、各地方公共団体がどういった事業をどのくらいのベースで実施するかについて文科省に提出して、その計画に基づいて年度ごとに施設整備をしていきます。お金についても、実施年度の前年から設計や見積りをして、何度も調査をかけて精度を上げた事業費を報告していきます。それに基づいて、国から交付金の内示をいただき、実施年度に工事を発注するという形で毎年繰り返して行います。そして、3か年が終了した段階で、事業が計画どおりできたかどうかを検証するという目的でこの事後評価を行うわけです。いきなりこの事後評価をお見せしても、最初の計画の資料がないと見比べられませんので申し訳ありませんでした。

小林委員

3か年にわたる施設整備計画ですから、非常に大きなものだと思うのです。併設校のパブリック・コメントに、既存の学校にもお金を使うべきだという意見があるようですが、既存の学校についてはこれだけの施設整備計画があつて、3か年でこれほどの事業をやっているというPRを合わせて行えば説得力が高まると思います。自分たちのやっていることを、もっと工夫してPRした方がいいのではないですか。

教育総務課長

パブリック・コメントとそれに対する市の考え方については後ほど説明いたしますが、併設校の建設について、高額な借金をしてまで行う必要があるのか、などのいろいろな意見がありますので、市民の方に理解していただけるよう一つひとつ丁寧に説明したいと思います。1月21日号の広報にも併設校に関するQ&Aを載せています。

小林委員

私が言いたいのは、併設校のPRではなくて、この施設整備計画のPRをもっと分かりやすく行えば、既存の学校の施設についての議論は出てこないと思うのです。ところが、併設校の説明を見ても、施設整備計画の話は出てきていませんよね。3年間でこれだけの事業をやっているわけですから、そのプレゼンテーションが十分ではないと思います。

加藤委員

教育予算のお知らせはしているのではないですか。

教育総務課長	市全体の予算の内訳等については、公表しています。
小林委員	事務局の皆さんがちゃんと仕事をしていることは分かるのです。ただ、やっていることについてのプレゼンテーションを誤ると、既存の学校が置き去りにされているという意見が出てしまいます。既存の学校についても3か年の施設整備計画を立てて、しっかりやっているのだというPRが必要です。この評価書を見ると、耐震工事だけではなくて、トイレや地デジについてもしっかりやっていることがよく分かります。一般の人はこういうことを知らないのです。しっかりと説明すれば、併設校だけに多額のお金をかけているわけではないことが理解していただけたと思います。プレゼンテーションの仕方をもう少し工夫した方がいいと思います。
教育総務課長	小林委員の御指摘は、もつともだと思います。確かにPR的な面では不足していると思います。今後、パブリック・コメントに対する市の考え方を議会や市民に示していきますので、その中で今の御意見の内容を含めて答え方を工夫したいと思います。
小林委員	是非、工夫してください。こんな立派な施設整備計画があるわけですから、これを見ただけでも反応は変わると思います。しかも、市のお金だけではなくて、国からの交付金をこれだけもらってやっているのだということを説明すれば、迫力があると思います。 次回で結構ですので、この3か年の事業の総額を教えてくださいたいと思います。
加藤委員	所見の欄ですが、①は耐震補強をすべきもの、②は防犯対策など耐震以外の安全対策で、③は教育環境の改善についてです。耐震補強を行わなかった建物についても改修を検討していくという文章が②と③の所見に記載されています。これまでは耐震補強に絡めて他の工事も行ってきたためだと思いますが、これを書く必要があるのでしょうか。
教育総務課施設係長	平成21年度、22年度については、耐震補強の補助に合わせて、安全対策や質的向上の部分も補助の対象としていただけた状況がありました。そのため①の耐震改修をメインにして、②の安全対策や③の教育環境の質的向上も行ってきたという経過がありますので、耐震補強をしていない建物については全く②



と③の工事をしていないものですから、このような書き方になりました。

加藤委員

②と③については、耐震補強を行ったものについてはこれとセットにして行ったけれども、耐震補強に絡まなかったものについては実施しなかったという意味ですね。今後は耐震補強とは別に、施設の長寿命化や省エネ等の事業が主流になってくると思います。

教育総務課施設係長

今後は施設の老朽化に対応して、長寿命化あるいは改築等の事業が大きな部分になっていくと思います。

奈良委員長

それと、最近は笹子トンネルの事故もあって、落下物が問題になっています。避難場所として体育館が使われるわけですから、電灯などが落下することのないようお願いしたいと思います。

それでは、報告第1号は了承することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

奈良委員長

御異議なしと認めます。よって、報告第1号は了承することに決しました。次に各課等報告を生涯学習課からお願いします。

生涯学習課長

委員の皆様には1月13日の成人式に出席いただき、ありがとうございました。おかげさまで、無事に式典を終えることができました。今回のビデオレターは、西初石中学校の体育館をお借りして、5年前の恩師の先生に集まっただき、運動会をやってもらいました。それを写しながら、いろいろな学校の先生がメッセージをアトランダムに入れていくということで、最初から最後までじっくり見ていただきながらアトラクションが進んでいき、非常に良かったと思います。平成元年からの統計をとっていますが、新成人の出席率は年によって51パーセントから74パーセントとかなり幅があるのですが、今回は72.3パーセントという高い出席率でした。

青少年補導員全体研修会ですが、例年は2月に「青少年ふれあい運動地区のつどい」ということで、各小学校の体育館をお借りして、PTA、補導員、民生委員等の方々が集まって、環境浄化の集いという形で行っていましたが、この時期は非常に寒くて、インフルエンザも流行するというので、今年度は地区のつどいを12月の初旬に行いまして、2月には暖房のある生涯学習

センターのホールで全体研修会を開催することになりました。

後援事業の「3Bカーニバル in 流山」については、3B体操という軽スポーツの類のものがありまして、流山で子どもからお年寄りまで、NPOのおおたかスポーツコミュニティ流山という団体が中心になって行っている活動で、文化会館の舞台を借りて発表するものです。

指定管理者事業の「青木研 Banjo On Stage」ですが、このミュージシャンは流山に生まれ育ち、去年は常盤松中学校の創立50周年の式典でも演奏をしました。バンジョーという楽器はアメリカの楽器なのですが、本場のアメリカでもメイン・アクターとして演奏することもあるって、30代前半の若い演奏家なのですが、将来有望な演奏家ということで、生涯学習センターで支援をしております。今回は昭和初期の日本語のジャズを演奏するということです。彼がバンジョーに出会ったのは、フリーマーケットで買った蓄音機とレコードだそうで、小学生のときに心を打たれた日本語のジャズをやってみたいという申し出がありましたので、そのコンサートを開催するものです。以上です。

公民館次長

ゆうゆう大学第6期卒業記念合同公開鑑賞会ですが、2月2日の第6期生の卒業式の後に、一般公開で落語家を招いて鑑賞会を企画しています。ゆうゆう大学については、現在7期生を募集しております。定員360名に対して、昨日現在で371名の応募があります。非常にニーズが高い事業だと認識しております。

次の「広報紙の記事づくり体験講座」は、今回初めて開催する講座なのですが、市民の方には自治会報や市民活動の会報等の作成に取り組んでおられる方もいます。手にとってもらえる広報紙を作るにはどうすればよいかについて、取材から執筆の方法について、元新聞記者の江戸川大学の先生を招いて開催します。1月11日に募集したところ、20名の定員が瞬く間に埋まりまして、現在キャンセル待ちの状況です。以上です。

図書・博物館  
長

1月16日から3月17日まで、「前方後方墳と方墳」という企画展を開催しております。これに合わせた講座として、2月17日に木更津市郷土博物館の学芸員の方を招いて開催します。

次に、指定管理者事業ですが、森の図書館の指定管理者であるNPO法人ながれやま栗の主催で「図書館と市民～公共図書館を支える力～」という講演会を開催します。公共図書館の歴史や公共図書館をめぐる諸問題についての講演があります。

「図書館の寄席」は、木の図書館の指定管理者である株式会社すばるの主催で、「紙切漫談」を開催します。

一茶双樹記念館と杜のアトリエ黎明の指定管理者であるグリーンダイナミクスは、流鉄展等を開催します。以上です。

奈良委員長

以上の各課等報告について、御意見等ございますか。

小林委員

公民館のゆうゆう大学の対象者は、何歳からなのですか。

公民館次長

60歳以上です。60代の方が多いです。

小林委員

今の60代は若いので、年齢をもっと引き上げてもいいと思います。

それと、博物館の企画展を見てきました。展示内容がとても専門的でレベルが高いことに驚き感心しました。

図書・博物館長

企画展の開催期間中に3日間、学芸員がワークショップという形で市民の方を集めてディスカッションをしながら説明するという企画も考えております。

奈良委員長

以上で各課等報告を終了します。

続きまして、先ほど非公開と決定しました案件の審議に入ります。

(傍聴人がいないため、退席者なしで審議開始)

議案第1号「教育委員会表彰について」

学校教育部長の説明(流山市教育委員会表彰規則第3条第1項第1号に該当する教職員3名を表彰する)後、審議に入り、特に質疑はなく、原案どおり可決された。

報告第2号「臨時代理の報告について(和解及び損害賠償の額の決定)」

図書・博物館長の説明(図書・博物館公用車(市が賃借している自動車)の物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について臨時代理した)後、審議に入り、了承された。

(非公開案件終了)

奈良委員長	以上をもって本日の教育委員会議に付議された案件の審議は、終了いたしました。その他協議する事項がありましたらお願いします。
教育総務課長	（(仮称) 新市街地地区小中学校併設校建設事業に係るパブリック・コメントの結果について報告）
奈良委員長	この件について、御意見等ございますか。
小林委員	意見を提出された方の年齢はわかりますか。
教育総務課長	分かる場合と分からない場合があります。
小林委員	子どもがいる方とそうでない方で分類をしてみるといいと思います。
奈良委員長	ほかにありませんか。
	(特になし との声あり)
奈良委員長	<p>それでは、本件に関しての協議は終了します。</p> <p>次に、先ほどの教育長報告にもありました、大阪市の桜宮高等学校の痛ましい事件に関連して、意見交換をしたいと思います。</p> <p>これは高等学校の問題でしたが、中学生でもオリンピックを目指す生徒もいますし、中学校でもこうした問題は関係してくると思います。また、大津市のいじめ問題及びそれに対する教育委員会又は市長の対応が、大阪市の件では参考になっていなかったのではないかと感じます。私たちも、大津市の事例について様々な協議をしてまいりましたが、今回は子ども間の問題ではなくて、先生と子ども間の問題が改めて浮き彫りになりました。それと、教育委員会としての考え方がなかなか報道に出てこないという気もします。流山市としてどのように考えるか、どう評価するのか、御意見をいただきたいと思います。</p>
若松委員	私は、子どもが小中学校に通っています。今回の体罰事件に関連して、相談窓口についてのお手紙が学校から送られてきました。窓口は、学校では教頭先生、それと千葉県の相談窓口の2か所が書かれていました。今までに学校の先生との間で何かトラブルがあったときに、既に学校に話していたりとか、話し

たけれども改善されないと感じている保護者にとっては、窓口が教頭先生であることは、相談しにくい場合もあるのではないかと思います。千葉県の窓口も紹介されていましたが、県の前にもうワンクッションくらいあってもいいような気がします。学校現場から市の教育委員会に話が上がってきているという信頼関係のもとにあるのですが、今回の事件の場合は、上がってくるはずの情報が上がっていないという面があるのではないのでしょうか。情報が必ず上がってくる仕組みが必要だと思います。体罰の定義は非常に広くて、指導の一環として容認されている部分もありますし、手を出すという暴力的なものもありますが、言葉による叱咤激賞も過度ものは含まれると思うので、こうした事例についてはきちんと報告を上げるように、という具体的な例を示さないと思います。保護者としては、先生が非常に熱心に指導してくださっているし、保護者の意識として変わっていない部分もあって、「どんどん厳しく鍛えてください」という親御さんがいるのも事実です。また、先生が実績を急に上げたりすると、同僚の先生が声をかけられないとか、別の部活の先生に話せる雰囲気は学校内にあるのかとか、意見が出やすい環境を作っていかなければならないのかな、というふうに感じています。

非常に熱心に指導してくださる先生方が流山にはたくさんいらっしゃるのですが、やはり、指導者の数が足りないというか、学校の事務のほかに部活動も兼ねておられて、先生に余裕がないのではないかと思います。先生の熱意に支えられた指導は大切ですが、それを人的、物理的にカバーして2人体制にするとか、指導しやすい環境を整えていくことも大事なのではないかと感じています。

教育長

大津市のいじめの事件と大阪市の体罰の事件の大きく異なる点は、体罰は教員が直接的に関わっているということです。体罰の防止を徹底することは、熱心に指導していて、実績も上がっていると、その先生に声をかけにくいという面があるかも知れません。先ほども過度な言葉による指導のお話がありましたが、外傷がなく、気づきにくいケースもありますので、聞き取り等の方法しかない場合もあります。もちろん、複数による指導も必要で、流山市では市の予算でサポート教員やサポート看護師、スクールカウンセラー等を配置しており、来年度もサポート教員を増員する予定です。ただし、人を増やしても意識が変わらないといけません。現在、若い教職員が増えていますので、専門家を招いて研修会を繰り返し行うことも必要だと思います。

それと、実績を上げている教員が往々にして陥りがちなのは、複数で指導す

るよりも、1人で指導した方がピラミッド型の部活動の体制を築きやすいと思ってしまうことです。しかし、これを一度に改善していくことは難しいので、機会を捉えて、長期的に教職員への指導を継続していかなければならないと思います。

それから、市の相談窓口については、いじめの相談室もありますので、少し時間をいただいて、対応できるよう検討してまいりたいと思います。

小林委員 いじめ相談室は、学校ではないのですね。

学校教育部長 生涯学習センターにあります。

小林委員 そこで、先生との問題も扱うことはできるのでしょうか。

学校教育部長 教育委員会には、いじめ相談室だけではなく、指導課や学校教育課に直接相談にこられる保護者もいます。その相談には、子どもと教員との関係、子ども同士のいじめやトラブルに関する事等が寄せられています。そういう意味では、窓口はいろいろなところにあります。

小林委員 若松委員が言われた心配は、教頭先生に相談することに抵抗があるという親としての感覚だと思います。そこをどうするかということですね。

学校教育課長 教育委員会内にも相談窓口というのは点在しています。それが、親御さんに見てみると、どこの誰に相談すればいいのか分かりにくいという状況があって、指導課を中心にフレンドリーネットワークと称して、このことについてはどこが中心になって相談の窓口になるということが分かるように、1枚の紙にまとめたものを作成しています。これについても改めて周知を図っていきたいと思います。

若松委員 今回、学校から手紙をいただいたのですが、それに合わせてそういったものも加えていただけたらよかったですと思います。

小林委員 今回の問題にはもう一つの面があって、橋下大阪市長が投げかけた問題というのは、学校でスポーツ専門の科があって、しかも全国大会で上位に入るような、そういうところに価値観を置いた教育は本当に教育なのかという問いかけ

があると思います。しかも、公立の高校がです。公立学校の部活動というのは、あくまでも学校としての体系の中で行われなければならないと思うのですが、どうなのでしょう。

学校教育部長

千葉県の県立高校にも、八千代高校には体育科があります。義務教育と異なり、生徒の多様な進路の希望や能力を高めるために、普通科以外の学科を整備することは高等学校の一つのあり方ですし、進学に重点を置く学校もあれば、スポーツや実技に重点を置く学校もあります。それがいつしか、勝つことや全国レベルになることのみが目標になってしまうことは、教育のあり方として大きな課題だと思います。

小林委員

相撲部屋に入るのと同じ感覚で体育科に入るということで、相撲部屋でも暴力が問題になったことがあるのに、それと同じことが学校で行われて、仮に全国1位になったとしても、それが果して教育なのかということがあります。学校は相撲部屋やプロ野球とは違いますから、学校としての最低限の知育がなされなければ、いくら立派な指導をして全国1位になっても、それがどれほどの価値があるのか、と私は思います。

若松委員

市内のことではないのですが、学校の部活動だけではなくて、子どもたちが社会体育分野で活動している地域のバスケットボールや野球でも、コーチによる厳しい指導が行われているというお話を聞いたことがあります。社会教育や社会体育の分野で指導に携わっている方々にも、指導のあり方に対する意識について伝えていかなければならないと思います。今回は学校から配られました。もっと全市的に社会体育の分野ではどうなのかということも含めて、行き過ぎた指導についての取組は必要だと感じます。

中学生がいる親としては、部活動は非常にありがたい部分があって、子どもたちが本音でぶつかり合って、チームワークや努力の大切さを学べるし、放課後の子どもの居場所という意味でも非常に意義があって、続けていただきたいと思っています。一方で、他の学校の親御さんに聞くと、廃部になったりして部活動の数が減っている学校もあるようです。そのため、地域によって参加できる部活動の種類にばらつきが出てきていることが感じられます。特定の部活動に人数が集まっていたり、やりたい子どもがいても指導者がいないというお話も聞きますので、学校による格差が大きくならないようにしていただけたらと思います。

教育長

学校規模によって教職員の数が決まることと、教職員の配置は授業をする科目で行いますので、部活動の指導内容には基づいておりません。中にはその種目の経験がないのに、監督をやっている教職員もいます。例えば柔道や剣道は武道ですから、作法も含めた指導を外部の経験者にお願いすることも必要だと思います。そういった点では、剣道連盟等をお願いするなど輪を広げていかなければならない。そうすれば、若松委員がおっしゃるように、生涯スポーツや社会体育の指導者も学校における生徒の指導に慣れてくるとと思いますので、機会があれば体育連盟等にもお話ししたいと思います。

スポーツをするということは、結果だけではなくて、子どもたちをより良い方向に育てるということが大きな目的だと思います。私は、桜宮高校の事件が全国の部活動を否定することになってはならないと思いますし、そういうことを望んではいけないと思います。

今後は相談窓口をもっと広くして、大事に至る前に掌握して対応していくようにしていきたいと思います。

加藤委員

若松委員が言われていましたが、体罰の定義がはっきりしていないことが問題を難しくしているのだと思います。厳しい指導はいいことだと思いますし、優勝至上主義でもいいと思うのですが、学校教育法第 11 条<sup>1</sup>で児童・生徒に懲戒を加えることはできますが、体罰は禁止されています。この体罰の定義は施行令等で定められているのでしょうか。

学校教育課長

今回の県教育委員会の通知に、学校教育法第 11 条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方というものが添えられています。それによりますと、例えば授業中に起立させるなど具体的に挙げて、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、体罰には当たらないと示されていて、それを超えるようなことは体罰になるということで、これも合わせて通知しています。

加藤委員

限度を超えたら良くないとか、精神論で言うのは教育っぽいのですが、これは法律なのですから、これとこれは駄目であるということを研修で徹底させるしかないと思います。

<sup>1</sup> 学校教育法第 11 条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。



学校教育課長	<p>教職員の不祥事については、残念ながら東葛管内でも昨年報道されておりました、県の教育委員会も非常に危機感を持っており、不祥事根絶のための会議も何度も行われています。</p> <p>上から指導するだけではなくて、ボトムアップ型といいますか、ものが言えない雰囲気戒め、ものが言える職員室の空気づくりということも大事な視点であるということで、市で代表者を集めた会議を開いてボトムアップ型の話し合いの場をつくり、発生しないための方策づくりをしていきたいと考えています。</p>
教育長	<p>体罰については、暴力的なものだけではなく、言葉によるものもありますし、具体的な例を挙げていくしかないと思います。また、県の通知で例が挙げられていますが、それだけ守ればいいというものではないので、難しいところです。</p>
小林委員	<p>大阪市の事件では、両親が刑事告発しました。裁判で刑事犯としてはっきり判断されれば、教育の現場で刑事罰に相当するようなことをしてしまったということで考えるべきだと思います。これははじめの問題も同じだと思うのですが、ふざけていることがあって、そのどこから先が犯罪になるのかという問題なのだと思います。ですから、あまり手前のところで何もかも止めるのではなく、加藤委員が言われたように、法律上暴行とみなされるような行為まで教育の手段として行うのは問題だというふうに考えた方がいいのではないのでしょうか。そうしないと、懲戒の手段が何もなくなって、先生が子どもをコントロールできなくなるということになります。ですから、今度の裁判でどんな結論が出るか注目したいと思います。</p> <p>それと、今回の事件で強く感じたのは、体罰があったかどうかよりも、市長が教育委員会に対して指示権というか命令権というようなものを行使していることです。これは、教育委員会と政治との間にある壁を敢えて乗り越えようとしているわけです。現在の教育委員会制度の中で、あのよう市長が踏み込んだ行動をしたときに、教育委員会はどうか受け止めたらいいいのか、他人事ではなく考えさせられました。</p>
奈良委員長	<p>記者会見の場で、今回の先生が3年前にも停職処分を受けていたことが述べられていました。そこで、校長先生が、前途ある先生なので隠蔽と言われても仕方がないという表現をしていました。そうすると、教育委員会自身がそういう体質であるのかということ、世間に晒すような問題になると思います。以</p>

前の会議で教育長が言われたように、何があっても直ぐに公表して、現時点ではこうであるということを知ってもらう対応が必要だと思います。

それでは、本件についての協議は以上で終了します。

別件ですが、現在インフルエンザが非常に流行しています。昨年を大きく上回る勢いようです。手洗い、うがい、咳の仕方等についての指導を徹底するようお願いします。

学校教育課長

市内小中学校のインフルエンザの罹患者数は1月11日に76名、今日(1月24日)現在236名に増えていますので、心配しています。昨年の同日は122名でしたので、昨年を大きく上回っています。学級閉鎖につきましては、小学校では12校、中学校で2校で行われています。

奈良委員長

それでは、次回の教育委員会議について、事務局からお願いします。

教育総務課長

次回の教育委員会議は、2月14日(木曜日)303会議室で午前9時30分から開催したいと思います。いかがでしょうか。

(次回の日程協議)

奈良委員長

次回の教育委員会議は、2月14日(木曜日)303会議室で午前9時30分から開催します。

以上で、平成25年流山市教育委員会議第1回定例会を終了します。

(閉会 午後6時10分)